

令和3年度決算に関する衆議院の議決について 講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等に鑑み、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところである。

令和3年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

1 予備費等について

予備費の使用については、憲法第87条に規定された予備費の要件に該当するか否かを十分に検討し、その節度ある利用に常に留意しているところであり、時々の国民生活や経済活動の状況を踏まえ、機動的かつ的確な支援を講じるために、その使用を決定してきたところである。

当時、新型コロナウイルス感染症の感染状況や物価動向等の見通しを持つことが困難である中で、事業者等への支援に万全を期すために十分な予算を措置したことや、地方自治体や事業者等からの申請を受けて支出する事業が多いといった事情から、結果として、繰越しや不用が生じたも

のもあると考えている。その上で、特定目的予備費を活用した事業については、適切な執行管理に資するよう、令和3年度分以降、事業を所管する各省庁において、支出済額や繰越額等の公表を行っている。

今後とも、予備費については、適切な使用決定と、その後の適切な執行に努めてまいる所存である。

迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組については、決算書の早期提出に努め、令和6年11月29日に国会へ提出したところであり、引き続き決算の審議に最大限協力してまいる所存である。

公益事業については、インパクト投資に関して基本的な考え方を取りまとめた指針を策定し、官民の幅広い関係者が参画するコンソーシアムにおいてその投資手法について議論を深め、関係省庁と連携しながらインパクト投資の推進に努めているところである。

また、民間公益活動の活性化に向けて、令和6年5月に成立した「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」や令和6年度税制改正に基づき、財務規律を柔軟化するなどの新しい公益法人制度を施行するため、同年10月に政令・内閣府令を改正したと

ころである。

さらに、同年5月に成立した「公益信託に関する法律」に基づき、寄附の促進に資する新しい公益信託制度の施行に向けて、政令等の準備を進めているところである。

引き続き、インパクト投資や民間公益活動による課題解決を目指し、インパクト投資の推進や公益法人・NPOなどの活動促進に向けた環境整備に努めてまいる所存である。

税と社会保障費の負担については、負担能力の基盤となる経済の活力を高め、あわせて、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」に盛り込まれた取組を着実に進めていくことにより、国民負担率の上昇を抑制することを目指すとともに、国民に提供される行政サービスや社会保障給付等の受益面とのバランス等も考慮しながら、引き続き、検討を進めてまいる所存である。

2 被災者の避難先での支援について

被災者の避難先での支援については、令和6年能登半島地震の対応において、被災自治体を離れ他の自治体で避難生活を送る方に対しても、罹災証明の交付、被災者生活再建支援金の支給など、郵送やオンライン手続により、避難

先で支援が受けられるよう、関係機関が連携して対応しているところである。

また、二地域居住者の住まい・なりわい・コミュニティに関する環境整備を進めるための「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年11月に施行され、地域によるこれらの環境整備を後押しするとともに、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターとなる特定居住支援法人の育成・確保等を進めているところである。

引き続き、被災者が避難先で適切な支援が受けられるよう対策を講じてまいる所存である。

3 消防団員の確保について

消防団員の確保については、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、同基準を満たすよう市町村に対して周知することで処遇改善を図るとともに、地方公共団体と企業等との連携強化に向け、業界団体等に対して通知を発出し、企業等の消防団活動への理解促進を図っているところである。

また、準中型免許取得については、市町村の助成制度へ

の特別交付税措置や取得環境整備への支援のほか、これら支援の活用を促すため、関係省庁と連携し、地方公共団体に周知したところである。

今後とも、地域防災力の強化に向け、関係機関と連携しながら、消防団員の更なる確保に努めてまいる所存である。

4 外国人材受入れの課題について

外国人材受入れの課題については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、多言語音声翻訳サービスの地方公共団体向け導入ガイドラインの策定や、外国人材受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業等による日本語教育環境の整備、地方公共団体が行う家賃低廉化・家賃債務保証料等低廉化への支援による居住環境の整備のほか、外国人受入環境整備交付金による地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営の支援等により、地域での共生社会に向けた取組を支援しているところである。

引き続き、関係省庁、地方公共団体等と連携し、共生社会の実現に取り組んでまいる所存である。

5 SDGsについて

SDGsについては、令和5年12月19日に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で改定されたSDGs実施指針に基づき、持続可能な経済・社会システムの構築、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、地球規模の主要課題への取組強化、国際社会との連携・協働、平和の持続と持続可能な開発の一体的推進に向けて、具体的取組を強化・加速するとともに、ポストSDGsに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべく国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会を実施しているところである。

また、令和7年に実施する自発的国家レビューにおいて、我が国が推進するSDGsの在り方について国際的に発信するとともに、2030年以降も見据えた国際的な議論も主導してまいる所存である。

6 厳しい教員不足の状況について

厳しい教員不足の状況については、教職の魅力向上のため、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教員の育成支援を進めるとともに、教員採用選考の早期化等の改善についての通知、技術の進展に

対応した学習機会の提供や専門家の派遣等を通じて、教育現場への支援の充実に努めているところである。

また、教員志望者を増やすため、各教育委員会の教員人材確保の先導的な取組事例を周知し、各自治体の更なる取組を促進することをはじめ適切な措置を講じたところである。

今後も「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、再任用教員も含む教員の処遇改善や必要な教員の人材確保に努めてまいる所存である。

7 緊急小口資金や総合支援資金等について

緊急小口資金や総合支援資金については、地方公共団体に対し、特例貸付の借受人への生活再建に向けた相談支援体制の強化に要する費用の補助を実施しているところである。

また、償還猶予や免除を含め、特例貸付の償還に関する幅広い相談に対応するため、コールセンターを設置しているところである。

引き続き、特例貸付の償還等が困難な方々に対して、個々の状況に応じて償還猶予等の案内を行うとともに、生活再

建に向けた就労支援や家計改善支援を行う等、丁寧できめ細かなフォローアップ支援に努めてまいる所存である。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、令和6年能登半島地震の対応も踏まえ、自治体と日本災害リハビリテーション支援協会との平時からの連携体制整備をはじめ、災害発生時における円滑なりハビリテーション支援のあり方について検討を行っているところである。

また、被災地における介護・福祉人材の確保やロジスティクス業務については、都道府県、社会福祉協議会及び関係団体によるネットワークの構築により、地域の実情に応じた体制整備を進めるとともに、令和6年能登半島地震における介護・福祉人材の応援派遣に係る検証を行っているところである。

引き続き、これらの結果を踏まえ、具体的な対応を検討してまいる所存である。

8 総合食料自給率等について

総合食料自給率については、令和6年5月に改正した「食料・農業・農村基本法」に基づき、令和7年3月に策定予

定の「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標を定め、目標の達成状況を少なくとも毎年1回調査し、その達成状況を踏まえてPDCAサイクルを確立する新たな仕組みの導入に向け検討を進めているところである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するため、引き続き、就農前後の資金の交付、農業用機械・設備の導入、農業用施設の整備に加え、就農相談員の設置や先輩農業者による技術指導等の支援を図ってまいる所存である。

また、スマート農業の推進については、これまでもスマート農業実証プロジェクト等を通じて取り組んできたが、今後は令和6年10月に施行された「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づき、生産と開発に関する2つの計画認定制度により、認定を受けた農業者や事業者に対して、税制・金融の支援措置等を行うとともにスマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置による集中的な支援を図ってまいる所存である。

9 我が国のエネルギー政策等について

我が国のエネルギー政策については、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」において、徹底した省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギー、原子力などの脱炭素電源への転換を推進していく方針を定めており、今後の電力需要の増加が見込まれる中、それに対応した政策を推進していくこととしている。

再生可能エネルギーについては、地域共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促していくこととしており、地域共生に当たっては、「改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を施行し、太陽光発電設備の諸問題への対応として事業規律を強化したところである。

また、国民負担の抑制に向けては、固定価格買取制度（FIT制度）やFIT制度における入札制の活用等を進めているところである。

引き続き、国民と地域の理解を得つつ、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでまいり所存である。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、経済産業省において、業種を問わず活用可能な省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業や日本政策金融公庫によるG

X 関連の取組に対する融資の支援を行ってきているところである。

また、環境省において、コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業における補助対象の見直しも視野に市場調査を実施しているところである。

引き続き、中小企業、小規模事業者が脱炭素化のための事業に安心して取り組める環境の整備に努めてまいる所存である。

1 0 財政支出の削減等について

財政支出の削減については、公共施設の長寿命化に向けて、予防保全への本格転換を行うために必要な人的資源の制約を補完するための地域インフラ群再生戦略マネジメントの検討等を進めているところである。

また、かかりつけ医に関しては、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行うこととされており、令和6年7月に制度の方向性等について報告書を取りまとめ公表したところであり、引き続き、制度の円滑な施行に向けて努めてまいる所存で

ある。

治水対策については、引き続き、流域治水の考え方で進めるとともに、計画策定・変更時の公聴会やパブリックコメント、事業実施時の地元説明会を通じて、関係する住民の皆様のご理解やご協力を得るよう努め、治水安全度の向上を図ってまいる所存である。

少子化対策下での国土形成については、新たな国土形成計画を踏まえ、二地域居住者の住まい・なりわい・コミュニティに関する環境整備を進めるための広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律が令和6年11月に施行されたところであり、さらに地方への人の流れの創出・拡大を図ってまいる所存である。

また、農業は自らの創意工夫で地域の特性に応じた作物を選択し、経営意欲を持って取り組むことが基本であるため、ご指摘のあった身分保証をする農業公社のような施策はなじまないが、引き続き就農前後の資金等の交付や雇用先での研修、新規就農者を地域でサポートする体制の整備を支援することにより、地方移住者を含め農業の担い手の育成・確保を図ってまいる所存である。

インバウンド振興については、伝統工芸品や地域の特産

品を活用した観光コンテンツ造成の支援を行っており、土産品としての購入や訪日外国人観光客の帰国後の通販による購入も視野に入れた取組を促進しているところである。

また、日本政府観光局（J N T O）のウェブサイトでは伝統工芸品を扱うツアーや地域の特産品に関する情報発信を実施するとともに、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が行っているウェブサイトでの映像プロモーション等の普及推進事業への補助など、関係機関と連携した取組を行っているところである。

引き続き、訪日外国人旅行客の旅行消費拡大を促進するとともに、我が国の伝統工芸品や特産品等のプロモーションにつながる事業の推進にも取り組んでまいり所存である。

1 1 在日米軍の施設区域にあるP C B廃棄物について

在日米軍の施設区域にあるP C B廃棄物への対応については、米国との間で、日米地位協定に基づき設置された合同委員会等において、様々な選択肢を検討しながら協議を行っているところである。

引き続き、処理方法も含めて関係省庁と連携しながら、米国と協議してまいり所存である。

(参考)

令和3年度決算に関する衆議院の議決

(令和6年6月18日議決)

本院は、令和3年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 予算への多額計上が常態化している予備費については、予備費使用額を財源とする予算の大半を翌年度に繰り越している事例や国会開会中、特に年度末に使用決定が行われていることに加え、多額の不用額を生じさせており、このような財政運営を改めるよう努めるべきである。

本院における決算の議決や審議内容が、次年度以降の予算編成に反映され効率的で適切な予算執行につながるよう迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組に一層協力すべきである。

公益事業については、国の財政歳入100兆円に加え、個人の金融資産を活用したインパクト投資や公益法人・NPOなどの新しい公共による課題解決を目指し、そのための寄附制度、税制や金融政策等の見直しを検討すべきである。

税と社会保障費の負担については、可処分所得の増加によって我が国の経済成長を加速させるため、適切な国民負担の在り方を検討すべきである。

- 2 被災者の避難先での支援については、避難先とのつながりが復興時の連携に果たす役割を考慮し、被災者に対する被災地、避難先の両地域での適切な支援が受けられるよう二地域居住対策を講じるべきである。
- 3 消防団員の確保については、処遇改善や企業の理解促進を図るとともに、消防団員に準中型免許制度の新設に伴う負担を軽減するなど、地域防災力強化のための連携した対策を講じるべきである。
- 4 外国人材受入れの課題については、今後外国人材を受入れて、定着を促そうとしている自治体に対し、多言語翻訳サービスの導入、日本語教育の充実や居住環境整備をはじめ、地域での共生社会に向けた取り組みを支援すべきである。
- 5 SDGsについては、目標達成への進捗が遅れている分野を中心に、具体的なアクションプランを策定すると

ともに、外交面において、我が国は途上国支援だけでなく、ポストSDGsに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべきである。

- 6 厳しい教員不足の状況については、教師の処遇改善や選考時期等を工夫するとともに、情報リテラシーや生成AI、データ活用などの新しい教育分野に必要な教員の人材確保を図るべきである。

また、給料を含めた再任用教員の処遇改善に取り組むとともに、教員志望者を増やすために効果の出ている好事例を横展開するなど、適切な措置を講じるべきである。

- 7 緊急小口資金や総合支援資金については、その償還等が困難な者に対する継続した支援や相談など丁寧な対応を行うべきである。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、自治体と保健医療専門職団体との平時からの連携強化を促し、被災地での介護・福祉人材の迅速な確保やロジスティクス業務への支援の在り方を検討すべきである。

- 8 総合食料自給率については、数値目標を政策評価の対象とした上で、食料安全保障の観点からその達成状況について検証する仕組み作りの検討を進めるべきである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するための方策として、就農や経営に係る資金的支援、相談体制

の整備及びロボットや水管理システム等を活用したスマート農業の推進を実施すべきである。

- 9 我が国のエネルギー政策については、今後の電力需要増加を見越した上で温室効果ガス削減目標の実現を図りながら、太陽光発電設備の諸問題や賦課金値上げへの対応を強化しつつ再生可能エネルギーの導入を促進すべきである。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、既存の補助事業の対象外となっている事業についても支援や補助が受けられるようにするなどして、脱炭素に係る事業に安心して取り組める環境を整備すべきである。

- 10 財政支出の削減については、公共施設の長寿命化やかかりつけ医制度など、予防的な政策に積極的に取り組み、そのために必要な資金を調達する財政スキームを検討すべきである。また、治水対策についても、流域治水の考え方を取り入れ、地元住民の調査や意見を踏まえ適宜見直すべきである。

少子化対策下での国土形成については、出生率の低い自治体から高い自治体への移住を促進する施策や、地方移住者等を就農に結び付けるため、当初は身分保証をする農業公社のような施策を検討すべきである。

インバウンド振興については、訪日外国人旅行客の旅行消費の拡大を促進するのみならず、我が国の伝統工芸

品や特産品等のプロモーションにつながる事業を推進すべきである。

1 1 在日米軍の施設区域にあるPCB廃棄物については、我が国が一部費用負担し処理しており、早急に全てを処理する必要があることから、処理方法を検討すべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。